

離婚届出 ～記入上の注意～

黒のボールペンまたはインクペンを使用し、ていねいに記入してください。鉛筆等消すことのできる筆記用具では書かないでください。
土日、祝日や業務時間外に届出する場合は、届書の預かりのみで内容の確認ができません。翌開庁日以降に戸籍係で内容を確認し、不備がなければ届出日にさかのぼって受理となります。記入漏れや記載誤り、書類の不備等があった場合、受理できなかつたり後日来庁していただくことがあります。業務時間は平日午前8時30分～午後5時です。（年末年始を除く）

記入例（協議離婚）

届出をする日付を記入してください。協議離婚の場合、役所に届出した日が法律上の離婚日になります。日付の下には、提出先の市区町村の役所名も記入してください。

離婚届出時点での住民登録地を記入してください。

裁判所が関与しない離婚は、「協議離婚」になります。協議離婚は成年者2名の証人が必要です。

婚姻の際に氏が変わった方が、婚姻前の氏に戻る場合は、「もとの戸籍にもどる」又は「新しい戸籍をつくる」のいずれかを選択し、「もどる戸籍」又は「新しい戸籍」を記入してください。離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合は、同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要となるためこの欄の記入は不要です。

※婚姻前の戸籍が「除籍」となっている場合、もとの戸籍にもどることが出来ないため「新しい戸籍をつくる」に☑をし、新本籍及び筆頭者の氏名(婚姻前の本人の氏名)を記入してください。

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出
東京都新宿区 長 殿

氏名の文字は、正しい文字で楷書ではっきりお書きください。生年月日は「昭和」「平成」等省略せず記入してください。

(1) 氏名	夫 シンジュク タロウ 妻 シンジュク ハナコ
生年月日	夫 昭和 63 年 10 月 10 日 妻 平成 元 年 2 月 11 日
住所	夫 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 新宿ハイツ 502 妻 東京都新宿区大久保2丁目25番1号
(2) 本籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
(5) 未成年の子の氏名	東京都新宿区大久保二丁目25番 筆頭者の氏名 東京 和雄

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書きつけてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき—調停調書の原本
- 審判離婚のとき—審判書の原本と確定証明書
- 和解離婚のとき—和解調書の原本
- 認諾離婚のとき—認諾書の原本
- 判決離婚のとき—判決書の原本と確定証明書

事件簿番号

連絡先（電話番号）
090 - 0000 - 0000

平日午前8時30分～午後5時に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

(6) 同居の期間	令和 元 年 10 月 から 令和 8 年 1 月
(7) 別居する前の住所	東京都新宿区大久保 2 丁目 25 番
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書きつけてください)
(10) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫 新宿 太郎 印 妻 新宿 花子 印
証人（協議離婚のときだけ必要です）	
署名（※押印は任意）	千代田 一郎 印 新井 秋子 印
生年月日	昭和 22 年 1 月 15 日 昭和 25 年 5 月 23 日
住所	東京都足立区中央本町1丁目17番1-301号 東京都墨田区吾妻橋1丁目23番20号
本籍	東京都文京区春日一丁目16番 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番

婚姻中の氏名で、必ず本人が自署してください。押印は任意となりますが、押印する場合は、それぞれ別の印鑑を使用してください。

証人には成年者2名（親族等でも可）が必要です。それぞれ証人本人が自署してください。証人が夫婦であっても氏は省略しないでください。また、押印する場合は同じ氏でも別の印を使用してください。なお、この欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

夫妻の間に未成年の子がいる場合、あてはまる欄に☑をしてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、該事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。該事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます（戸籍法施行規則第59条）

※裏面にも注意事項があります

離婚届の記入例と注意事項について

●離婚届について

婚姻関係を将来に向かって解消するために届出るものです。離婚には、協議離婚と裁判上の離婚とがあります。

●届出地（以下のいずれかの市区町村の役所で届出できます。）

- ・夫妻の本籍地
- ・夫または妻の所在地（住民登録地等）

●届出人（届書に署名押印する人。なお、押印については任意です。）

<協議離婚>

夫および妻

<調停・裁判離婚>

申立人または訴えの提起者（調停・和解の成立、請求の認諾をしたとき、または審判もしくは判決確定の日から10日以内に届出しない場合は、相手方からも届出ができます。）

●届出に必要なもの

<協議離婚>

- ・届書（夫妻の署名、成年2名の証人の署名があるもの）
- ・窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証、旅券等）

<調停・裁判離婚>

- ・届書（届出人の署名のあるもの）
 - ・裁判所で発行される書類
- ※裁判所で発行される書類は、以下のとおりです。
- ・調停離婚 … 調停調書の謄本
 - ・審判離婚 … 審判書謄本とその確定証明書
 - ・和解離婚 … 和解調書の謄本
 - ・認諾離婚 … 認諾調書の謄本
 - ・判決離婚 … 判決書謄本とその確定証明書

●離婚後の氏について

婚姻によって相手方の氏を称した人は、離婚により婚姻前の氏に戻ります。ただし、離婚の日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」をすることにより婚姻中の氏を称することができます。この届出は、離婚届と同時にすることもできます。

●その他

- ・届書は全国の市区町村の役所にあります。なお、届書の用紙はA3サイズに限られます。
- ・外国籍の人との届出の場合には、別途必要な書類がありますのであらかじめご相談ください。

<問い合わせ先> 電話番号 03(3209)1111 (代)
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区役所 戸籍住民課戸籍係
公式ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

離婚の際に称していた氏を称する届

～記入上の注意～

※離婚届と同時に届出する場合

届出をする日付を記入してください。日付の下には、提出先の市区町村の役所名も記入してください。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和 8年 4月 1日 届出
東京都新宿区 長 殿

受理	令和	年	月	日			
第				号			
通知(送付)	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知		

離婚届に記入した婚姻中の本籍を記入してください。

婚姻中の氏をそれぞれの欄に記入してください。

(1)	(フリガナ) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) シンジュク ハナコ 氏 名	平成元年 2月 11日生
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	東京都新宿区大久保2丁目25番1号	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番地	
(4)	(フリガナ) 氏	変更前(現在称している氏) 新宿	変更後(離婚の際称していた氏) シンジュク 新宿
(5)	離婚年月日	令和 8年 4月 1日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番地	
		筆頭者の氏名 新宿 花子	

本籍欄に希望する本籍、筆頭者の氏名欄に婚姻中の本人の氏名を記入してください。なお、この届を離婚届と同時に出す場合は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は記入しないでください。

(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	新宿 花子	印
-----	-------------------------------	-------	---

必ず本人が婚姻中の氏名で署名してください。なお、押印は任意となります。

連絡先(電話番号)
090 - 0000 - 0000

※この届を離婚届と同時に出さない場合は、記入方法が異なりますのであらかじめご相談ください